

リスク評価結果を踏まえた政省令改正の報告

◆平成26年7月25日「化学物質のリスク評価検討会報告書」公表

ナフタレン及びリフラクトリーセラミックファイバーの「リスク評価」の結果、それぞれ製造・取扱業務で、作業工程に共通すると考えられる高いリスクが認められたため、健康障害防止措置を検討すべきとされた。

◆平成27年2月6日「化学物質による労働者の健康障害防止措置に係る検討会報告書」公表

リスク評価検討会報告を受け、ナフタレン及びリフラクトリーセラミックファイバーについて具体的健康障害防止措置を検討し、下記のとおりとりまとめた。

健康障害防止措置検討会の検討結果（概要）

ナフタレン

※製造・取扱業務（一部適用除外あり）

●特定化学物質障害予防規則の特定第2類物質と同様に作業環境測定の実施や発散抑制措置等を講じることが必要

●ヒトに対する発がんのおそれがあることから、作業の記録の保存（30年間）等が必要となる特別管理物質と同様の措置を講じることが必要 等

リフラクトリーセラミックファイバー（RCF）

※製造・取扱業務（一部適用除外あり）

●特定化学物質障害予防規則の管理第2類物質と同様に作業環境測定の実施や発散抑制措置等を講じることが必要

●ヒトに対する発がんのおそれがあることから、作業の記録の保存（30年間）等が必要となる特別管理物質と同様の措置を講じることが必要

●RCFを断熱材等として用いた設備等の施工、補修、解体等の作業については、発じんのおそれが高いため、発散抑制措置等による作業場の管理を基本としつつ、呼吸用保護具の着用の義務づけ、湿潤化等による作業場外への飛散防止措置が必要 等

リスク評価結果を踏まえた政省令改正の報告

健康障害防止措置に係る検討結果を踏まえ、労働安全衛生法施行令及び特定化学物質障害予防規則、労働安全衛生規則等の改正を行った。

改正の内容

次の物質を措置対象物質に追加。主要な措置は下記のとおり。

	ナフタレン
政令	◆名称等を表示すべき有害物として追加 ◆特定化学物質に追加 ➢作業主任者の選任 ➢作業環境測定の実施 ➢特殊健康診断の実施
特化則	※製造・取扱業務に適用（一部適用除外あり） ◆特定第二類物質に指定 ➢容器の使用、貯蔵場所への関係者以外の立ち入り禁止、漏洩の防止、洗浄設備の設置、緊急時の医師による診察・処置、保護具の備付け、特殊健康診断の実施等の義務付け ◆作業主任者は特定化学物質作業主任者技能講習の修了者から選任 ◆特別管理物質に追加 ➢作業記録の作成 ➢健診記録、測定記録、作業記録等の30年保存
安衛則	◆局所排気装置等の設置届
関係告示	◆作業環境測定基準 ◆作業環境評価基準（管理濃度10ppm）

公布期日等

政令：平成27年8月12日公布 平成27年11月1日施行
省令：平成27年9月17日公布 平成27年11月1日施行

※一部の規定に経過措置あり。

リスク評価結果を踏まえた政省令改正の報告

健康障害防止措置に係る検討結果を踏まえ、労働安全衛生法施行令及び特定化学物質障害予防規則、労働安全衛生規則等の改正を行った。

改正の内容

次の物質を措置対象物質に追加。主要な措置は下記のとおり。

	リフラクトリーセラミックファイバー
政令	◆名称等を表示すべき有害物として追加 ◆特定化学物質に追加 ➢作業主任者の選任 ➢作業環境測定の実施 ➢特殊健康診断の実施
特化則	※製造・取扱業務に適用（一部適用除外あり） ◆管理第二類物質に指定 ➢容器の使用、貯蔵場所への関係者以外の立ち入り禁止、洗浄設備の設置、緊急時の医師による診察・処置、保護具の備付け、特殊健康診断の実施等の義務付け ◆作業主任者は特定化学物質作業主任者技能講習の修了者から選任 ◆特別管理物質に追加 ➢作業記録の作成 ➢健診記録、測定記録、作業記録等の30年保存
安衛則	◆局所排気装置等の設置届
関係告示	◆作業環境測定基準 ◆作業環境評価基準（管理濃度$0.3f/cm^3$（$5\mu m$以上の繊維として））

公布期日等

政令：平成27年8月12日公布
省令：平成27年9月17日公布

平成27年11月1日施行
平成27年11月1日施行

※一部の規定に経過措置あり。